

議 会 運 営 委 員 会

令和2年9月29日（火）

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

資料 1-1、1-2

(1) 会議予定について

(2) 新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた今後の議会運営について

(3) その他

2 10月以降の行政視察の取扱いについて

3 重要案件の意見交換会の案件について

資料 2

4 浜田市議会申合せ事項の変更について

資料 3

5 議会運営委員会主催議員研修会について

6 その他

令和2年12月浜田市議会定例会議日程(案)

資料1-1

		期間	日程案	会場	開始時間	備考	
11月	1日	(日)					
	2日	(月)					
	3日	(火)	文化の日				
	4日	(水)	総務文教委員会	第4委員会室	10時～	※全員協議会室空調工事	
	5日	(木)	福祉環境委員会	第4委員会室	10時～	※全員協議会室空調工事	
	6日	(金)	産業建設委員会	第4委員会室	10時～	※全員協議会室空調工事	
	7日	(土)					
	8日	(日)					
	9日	(月)					
	10日	(火)					
	11日	(水)					
	12日	(木)					
	13日	(金)					
	14日	(土)					
	15日	(日)					
	16日	(月)		全員協議会	議場	10時～	
	17日	(火)					陳情・請願・意見書・決議提出締切【17時まで】
	18日	(水)					個人一般質問メール・FAX受付締切【11時まで】
	19日	(木)					個人一般質問提出締切【11時まで】
	20日	(金)		議会運営委員会	全員協議会室	10時～	全協室が工事の場合は、第4委員会室
	21日	(土)					
	22日	(日)					
	23日	(月)		勤労感謝の日			
	24日	(火)					
	25日	(水)					
	26日	(木)					説明用パネル提出締切【12時まで】
	27日	(金)					
	28日	(土)					
	29日	(日)					
	30日	(月)	1	開会 提案説明	議場	10時～	
			全員協議会	議場	本会議終了後		
			総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後		
			福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後		
			産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後		
12月	1日	(火)	2 個人一般質問	議場	10時～		
	2日	(水)	3 個人一般質問	議場	10時～		
	3日	(木)	4 個人一般質問	議場	10時～		
	4日	(金)	5 個人一般質問	議場	10時～		
	5日	(土)	6				
	6日	(日)	7				
	7日	(月)	8 議案質疑	議場	10時～		
	8日	(火)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
	9日	(水)	10 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	10日	(木)	11 産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	11日	(金)	12 予算決算委員会	議場	10時～		
	12日	(土)	13				
	13日	(日)	14				
	14日	(月)	15 予算決算委員会	議場	10時～	討論通告期限【17時まで】	
	15日	(火)	16 休会			対抗討論通告【13時まで】	
	16日	(水)	17 表決	議場	10時～		
				全員協議会	議場	本会議終了後	
			議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後		

新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた今後の議会運営について

令和 2 年 11 月以降の浜田市議会定例会議の運営について

協議事項

(1) 個人一般質問について

項目	12 月定例会議	参考：9 月定例会議取扱
持ち時間	質問： 分 答弁合わせて： 分 延長： 分（議長采配分） ※最大： 分	質問：20 分（確保） 答弁合わせて：40 分 延長：10 分（議長采配） ※最大 50 分
質問内容		テーマの制限はなし（※浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部を設置し、議員が聴取した市民からの意見等は随時執行部に提供していることを踏まえる。）
会議日程	4 日間 12 月 1 日（火）～4 日（金）	4 日間 9 月 2 日（水）～4 日（金）、 7 日（月）

- (2) 委員会等の開催会場について
 (3) 傍聴者の制限について
 (4) 執行部出席者について

項 目	会 場	傍 聴 者 制 限	執 行 部 出 席	そ の 他
本 会 議		23 席	議案に関係する部課長	
総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会 (11月)	第4委員会室	4 席 ※記者席含む	部長は常時、 課長は該当部のみ	執行部報告事項(※参照)
総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会 (定例会議初日)	第1~3委員会室	2 席 ※記者席含む	部長、主管課長	
総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会 (議案審査時)	全員協議会室	7 席 ※記者席含む	議案に関係する部課長	所管事務調査 執行部報告事項(※参照)
予算決算委員会	議場	23 席	議案に関係する部課長	
議会運営委員会	全員協議会室 または 第4委員会室	7 席 ※記者席含む	議案に関係する部課長	
全 員 協 議 会	議場	23 席	議案に関係する部課長	

※【参考：6月、9月定例会議取扱】

委員会について

ア 所管事務調査 これまでと同様に実施

イ 執行部報告事項 事前に資料を熟読

執行部説明は、補足説明のみ

質疑はこれまでと同様に実施

令和2年9月18日

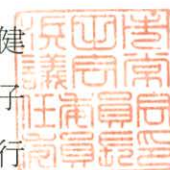
議会運営委員会

委員長 笹田 卓 様

総務文教委員会 委員長 西村 健

福祉環境委員会 委員長 柳 楽 真智子

産業建設委員会 委員長 串 崎 利 行



重要案件の意見交換会の案件の提出について（回答）

令和2年8月25日付で依頼のありました標記の件について、委員会を開催し協議した結果、下記のとおり回答いたします。

記

◆総務文教委員会

1	歴史文化保存展示施設について
2	まちづくり施策について
3	公共交通再編について

◆福祉環境委員会

1	子育て支援について
2	健康寿命の延伸について
3	環境問題について

◆産業建設委員会

1	漁港エリア活性化について
2	農業問題について
3	商業エリア活性化について

浜田市議会申合せ事項の変更について（13 項目）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	市長提出議案の提供方法	「会議規則関係」 P7 第 5 節 議事	（議案等の説明、質疑及び委員会付託） 1 市長提出議案は、開会 1 週間前の議会運営委員会終了後に事務局が各会派選出の委員に配付する。	（議案等の説明、質疑及び委員会付託） 1 市長提出議案は、開会 1 週間前の議会運営委員会 <u>開催前に</u> 事務局が <u>タブレット端末へ配布する。</u>
2	個人一般質問通告書の公開（HP、傍聴者）	「会議規則関係」 P9 第 1 章 会議 第 7 節 発言	（個人一般質問・会派代表質問） 3 質問の通告締切りは、定例会議初日の 6 日前（市の休日は含まない）の午前 11 時までとする。締切りを変更する場合は、議会運営委員会で決定する。 なお、締め切り後、議長団及び議運正副委員長で通告内容をチェックした後、午後 2 時に執行部へ通知する。	（個人一般質問・会派代表質問） 3 質問の通告締切りは、定例会議初日の 6 日前（市の休日は含まない）の午前 11 時までとする。締切りを変更する場合は、議会運営委員会で決定する。 なお、締め切り後、議長団及び議運正副委員長で通告内容をチェックした後、午後 2 時に執行部へ通知する。 <u>あわせて、浜田市議会ホームページで公開する。</u>
3	個人一般質問の順番確定後の全議員提供	「会議規則関係」 P9 第 7 節	（個人一般質問・会派代表質問） 7 個人一般質問の発言順序は「くじ」により決める。くじを引く順番は、通告書の提出順（代理提出、FAX 及びメール送信を含む）による。	（個人一般質問・会派代表質問） 7 個人一般質問の発言順序は「くじ」により決める。くじを引く順番は、通告書の提出順（代理提出、FAX 及びメール送信を含む）による。 <u>なお、発言順序確定後、速やかに全議員へメールで周知する。</u>

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
4	常任委員会の開催場所	「委員会条例関係」 P12 第1章 総則	(常任委員会) 3 常任委員会は、委員外議員が出席できるように、原則1日1委員会とし、全員協議会室で開催する。	(常任委員会) 3 常任委員会 <u>の開催(定例会議初日に行う会議を除く。)</u> は、委員外議員の傍聴に資するため、 <u>原則として1委員会ごとに行うこととし、複数の委員会の同時開催は行わないこととする。</u>
5	委員長報告の配布	「委員会条例関係」 P12 第1章 総則	(常任委員会) 7 委員長報告は、報告当日にすべての委員会のものを本会議場の議席に配付し、多少の字句の修正は、委員長に一任する。	(常任委員会) 7 委員長報告 <u>の軽微な修正は、委員長に一任し</u> 、報告当日にすべての委員会のものを <u>タブレット端末</u> に配付する。
6	会議録の公開に議会運営委員会を追加	「委員会条例関係」 P15 第9章 委員会の記録	(委員会の記録の公開) 1 常任委員会、特別委員会の委員会記録は会議が終了し作成後、速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。	(委員会の記録の公開) 1 委員会 <u>の</u> 記録は会議が終了し作成後、速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。 ※委員会条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を委員会という規定されているため。
7	議会広報紙名称の変更	「その他」 P15 第1章 傍聴・広報	4 「市議会だより」は、年4回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。	4 「 <u>はまだ</u> 議会だより」は、年4回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
8	資料提供に主要施策等実績報告書(附 予算執行説明資料)を追加	「その他」 P15 第1章 傍聴・広報	8 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。ただし、事前に資料の提供を希望する者には、前日に提供することができる。なお、新年度予算書及び予算説明資料並びに決算書及び監査委員意見書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。	8 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。ただし、事前に資料の提供を希望する者には、前日に提供することができる。なお、新年度予算書、 <u>予算説明資料</u> 、 <u>決算書</u> 、 <u>監査委員意見書及び主要施策等実績報告書</u> については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
9	ライブ配信に議場開催の議会運営委員会と全員協議会を追加	「その他」 P16 第1章 傍聴・広報 7	7 職員との情報共有を図るため、次に掲げる会議を庁内 LAN（議場ロビー及び支所ロビーに設置のモニターを含む。）によりライブ配信する。ただし、秘密会による会議の場合は、この限りではない。 (1)本会議 (2)常任委員会(議会広報広聴委員会を除く。)、特別委員会及び全員協議会のうち全員協議会室で開催する会議 (3)前号のほか議会がライブ配信を適当と認める会議	7 職員との情報共有を図るため、次に掲げる会議を庁内 LAN（議場ロビー及び支所ロビーに設置のモニターを含む。）によりライブ配信する。ただし、秘密会による会議の場合は、この限りではない。 (1)本会議(議場で開催する全員協議会その他の会議を含む。) (2)全員協議会室で開催する会議 (3)前2号に掲げる会議のほか、議会がライブ配信を適当と認める会議
10	動画配信に議会広報広聴委員会を追加	「その他」 P16 第1章 傍聴・広報 7の2	7の2 市民への情報提供を図るため、次に掲げる会議を市議会ホームページにより録画配信する。この場合において、会議において不適切な発言等があったときは、適宜に当該部分の削除、修正等の処理を行うものとする。 (1)前項各号の会議 (2)前号のほか議会運営委員会その他の議会が録画配信を適当と認める会議	7の2 市民への情報提供を図るため、次に掲げる会議を市議会ホームページにより録画配信する。この場合において、会議において不適切な発言等があったときは、適宜に当該部分の削除、修正等の処理を行うものとする。 (1)前項各号に掲げる会議及び第4委員会室で開催する会議 (2)議会広報広聴委員会(はまだ議会だよりの編集及び校正作業部分は除く。) (3)前2号に掲げる会議のほか、議会が録画配信を適当と認める会議

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
11	各議員の本会議での議案に対する表決の記載と提出を従来の紙記載・提出からタブレットの書式への記載としてペーパーレス化とする	「会議規則関係」 P10 第8節 表決 (規律及び挙手等による表決)	(規定なし)	<u>6 各自の表決結果(一部採択・反対・棄権の理由を含む)は、その表決後速やかに、タブレット端末に配布された様式への記載により、議長に報告することとする。</u>
12	各議員の委員会での付託議案に対する表決の記載と提出を従来の紙記載・提出からタブレットの書式への記載としてペーパーレス化とする	「委員会条例関係」 P14 第4章 (表決結果の報告)	(規定なし)	<u>第4章 表決 (表決結果の報告) 6 各自の表決結果(一部採択・反対・棄権の理由を含む)は、その表決後速やかに、タブレット端末に配布された様式への記載により、議長に報告することとする。</u>
13	文言修正	「その他」 P16 第1章 傍聴・広報 10	10 議案における各自の本会議・委員会での採決結果は、市議会だより、議会ホームページに掲載し公表することとする。	10 議案における各自の本会議・委員会での <u>表決</u> 結果は、市議会だより、議会ホームページに掲載し公表することとする。

タブレットに配信している書式へ記載することとしたい